

令和4年6月20日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社三菱UFJ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
石神井公園支店	東京都練馬区石神井町 4-1-12	東京都練馬区東大泉 4-2-12	令和4年7月4日
守山支店	愛知県名古屋市守山区東山町 12-23	愛知県名古屋市東区徳川 1-15-30	令和4年7月4日
日野市役所支店	東京都日野市神明 1-13-3	東京都立川市曙町 2-13-3	令和4年7月11日
兵庫支店	兵庫県神戸市兵庫区水木通 1-4-3	兵庫県神戸市中央区明石町 48	令和4年7月11日
日野豊田支店	東京都日野市多摩平 1-2-15	東京都立川市曙町 2-13-3	令和4年7月19日
長田支店	兵庫県神戸市長田区若松町 5-5-1	兵庫県神戸市中央区明石町 48	令和4年7月19日
植田支店	愛知県名古屋市天白区植田 3-1101	愛知県名古屋市天白区八事天道 318	令和4年7月19日
上野支店 上野中央支店	東京都台東区東上野 1-14-4	東京都台東区上野 6-1-14	令和4年7月25日

（2）変更の理由

店舗の移転のため